



特 100

397

軍人の精神

~~270~~  
~~531~~



始



持100  
397

明治天皇御製

武 といふ題にて

弓 矢 も て

神のをさめし國人は

事なき世にも

こゝろゆるふな

大正  
1.11.1  
内交

目次

○大正元年踐祚ノ勅語……………一

○大正元年軍人ニ賜リタル勅語……………四

○明治十五年軍人ニ賜リタル勅諭……………七

○明治二十七年清國ニ對スル宣戰ノ詔勅……………二六

○明治二十八年清國ニ對スル平和克復ノ詔勅……………三二

○明治二十八年戰役後軍人ニ賜リタル勅語……………三七

○明治二十七年露國ニ對スル宣戰ノ詔勅……………四一

○明治三十八年露國ニ對スル平和克復ノ詔勅……………四六

○明治三十八年戰役後軍人ニ賜リタル勅語……………五一

○明治四十一年(戊申ノ詔書)……………五四

○讀法……………五六

大正元年七月三十日  
踐祚ノ勅語

勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但夕皇位一日モ曠  
クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕  
ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ  
政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制

シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ  
 敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德  
 鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ  
 有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖  
 宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆  
 ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ

期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ  
 臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕力  
 意ヲ體シ朕力事ヲ獎順セヨ

御名 御璽

大正元年七月三十日

大正元年七月三十一日  
軍人ニ賜リタル勅語

勅語

朕茲ニ大統ヲ嗣ギ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝  
祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕力親愛スル陸海軍人ニ告ク  
惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ  
一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙  
夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇

基ヲ恢弘シ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ  
朕ハ朕力統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育  
愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠  
勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ  
顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ汝等軍人  
ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕力躬ニ效シ愈  
々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ

鑑かんがみ時じ世せいノ進運しんうん二件ごふなヒ拮据きつぎよ勵精れいせい各おの／＼其本分そのほんぶんヲ竭つクシ  
朕力ちんりき股肱ここうタルノ實じつヲ舉あケ以テ皇謨くわうはヲ扶翼ふよくセムコト  
ヲ期まセヨ

御名御璽

大正元年七月三十一日

明治十五年一月四日  
軍人ニ賜リタル勅諭

勅諭

我國わがくにの軍隊ぐんたいは世々よ／＼天皇てんわうの統率とうそつし給ふ所ところにそある昔むかし  
神武じんむ天皇てんわう躬みつから大伴物部おほともものゝべの兵つわものともを率ひきる中國なかつくにの  
まつろはぬものどもを討うち平たいけ給たまひ高御座たかみくらに即つか  
せられて天下あめのしたしろしめし給たまひしより二千五百有餘いっふよ  
年ねんを経ぬ此間このあひだ世よの様さまの移うつり換かわるに隨したがひて兵制へいせいの沿はん

革かくも亦また屢しばしばなりき古いにしへは天皇てんわう躬みつから軍隊ぐんたいを率ひきる給たまふ  
 御制おんたまきてにて時ときありては皇后くわうごう皇太子くわうたいしの代かわらせ給たまふこと  
 もありつれと大凡おほよそ兵權へいけんを臣下しんかに委ゆだね給たまふことはな  
 かりき中世なかつよに至いたりて文武ぶんぶの制度せいど皆みな唐國風からくにぶりに倣ならはせ  
 給たまひ六衛府ろくゑふを置おき左右馬寮さうめりやうを建たて防人さまもりなと設まうけら  
 れしかは兵制へいせいは整ととのひたれとも打續うちつづける昇平しやうへいに狃なれ  
 て朝廷てうていの政務せいむも漸やうやく文弱ぶんじやくに流ながれければ兵農へいのうおのつか

ら二ふたつに分わかれ古いにしへの徵兵ちゆうへいはいつとなく壯兵さうへいの姿すがたに變がわり  
 遂つひに武士ぶしとなり兵馬へいばの權けんは一向ひたすらに其武士そのぶしとももの棟どう  
 梁りやうたる者ものに歸きし世よの亂みだれと共に政治せいぢの大權たいけんも亦また其手そのて  
 に落おち凡おほよそ七百年ななひたひゃくねんの閑武家あひたぶけの政治せいぢとはなりぬ世よの様さま  
 の移うつり換かわりて斯かくなれるは人力ひこのちからもて挽回ひきかへすへきにあ  
 らすとはいひなから且かつは我國體わがこくたいに戻もどり且かつは我祖宗わがそそ  
 の御制おんたまきてに背そむき奉たてまつり淺閑あさましき次第しだいなりき降くだりて弘化こうくわ



嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事と  
 も起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か  
 皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひ  
 しこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣  
 を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其  
 版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古  
 の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼

せる功蹟なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺  
 澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨  
 へ大義の重さを知れるか故にこそあれされは此時  
 に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五  
 年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬  
 の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下に  
 は任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬ

へきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を  
 傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再  
 中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は  
 汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と  
 頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かる  
 へき朕は國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩  
 に報いまいらする事を得るも得ざるも汝等軍人か

其職を盡すと盡さくるとに由るそかし我國の稜威  
 振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ  
 我武維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にす  
 へし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家  
 の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け  
 我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯  
 も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそ

あれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に  
 稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況  
 して軍人たらん者は此心の固からては物の用に  
 立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅  
 固ならさるは如何程技藝に熟し學術に長するも  
 猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正

くども忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の  
 衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持する  
 は兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なる  
 ことを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只々一途  
 に已か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死  
 は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺  
 を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より  
 下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬  
 するのみならず同列同級とても停年に新舊あれ  
 は新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下  
 級のは上官の命を承ること實は直に朕か命  
 を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらず  
 とも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對

しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級  
 のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず  
 公務の爲に威嚴を主とせる時は格別なれとも其  
 他は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下  
 一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして  
 禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和  
 諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠱毒たるのみか

は國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古  
よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんも  
の武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み  
敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかる  
へきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同  
からす血氣にはやり粗暴の振舞なごせんは武勇

ごは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を  
辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし  
小敵たりごも侮らす大敵たりごも懼れす已か武  
職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を  
尙ふものは常々人に接るには温和を第一とし諸  
人の愛敬を得むご心掛けよ由なき勇を好みて猛  
威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なごの

如く思ひなむ心すへきここにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれどわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信は已か言を踐行ひ義は已か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はく始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣

なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとて守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に

踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑とも  
か禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺  
せること其例尠からぬものを深く警めてやはあ  
るへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨こそせされは  
文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂に  
は貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇

も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至り  
ぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚な  
り此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の  
如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明  
なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略  
此事を誠め置きつれど猶も其惡習の出んことを  
憂ひて心安からぬは故に又之を訓ふるそかし汝

等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず  
 さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五  
 ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の  
 精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆  
 うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠  
 あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は

天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等  
 軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆ  
 るの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん  
 朕一人の憚のみならんや

御名 御璽

明治十五年一月四日



清國ニ對スル  
宣戰ノ詔勅

詔 勅

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戻ラサル限リ各々權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ

必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ  
惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ有朋ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ着々鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テントハ  
朝鮮ハ帝國カ其始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ

毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其内亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ

基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ

付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋  
 ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存ス  
 ルヤ疑フヘカラス熟々其ノ爲ス所ニ就テ深  
 ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨ  
 リ平和ヲ犠牲トシテ其ノ非望ヲ遂ケムトス  
 ルモノト謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル  
 朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外  
 ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セ  
 サルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼  
 シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮  
 ヲ全クセムコトヲ期ス

御名御璽

明治二十七年八月一日

清國ニ對スル  
平和克復ノ詔勅

詔勅

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムヘク治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歲清國ト釁端ヲ啓キ朕ハ止ヲ得スシテ之ト干戈ヲ交ヘ十閱月ノ久シキ結ヒテ解クル能ハス而シテ在廷ノ臣僚ハ陸海兩軍及議會兩院ト共ニ咸能ク朕カ旨ヲ體

33  
シテ朕カ事ヲ獎メ内ニ在テハ參畫經營シ費用ヲ給シ需要ヲ豊カニシ防備ニカメ外ニ在テハ櫛風沐雨祁寒隆暑ニ暴露シ百難ヲ冒シ萬死ヲ願ミス旭旗ノ指ス所風靡セサルナシ出征ノ師ハ仁愛節制ノ譽聲ヲ播シ外交ノ政ハ捷敏快暢ノ態事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ是レ朕カ祖宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ラムヤ朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚

信シ汝有衆ノ協翼ニ頼リ治平ノ回復ヲ圖リ  
 國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ  
 今ヤ朕清國ト和ヲ媾シ既ニ休戰ヲ約シ干戈  
 ヲ戢ムル將ニ近キニ在ラムトス清國儉盟ヲ  
 悔ユルノ誠已ニ明カニシテ帝國全權辦理大  
 臣ノ按定セル條件克ク朕カ旨ニ副フ治平光  
 榮併テ之ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全  
 功ヲ收メタルニ外ナラス祖宗大業ノ恢弘今  
 ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ朕カ祖宗ニ對スルノ天  
 職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ志ヲ汝有衆

ニ告ケ以テ將來ノ嚮フ所ヲ明カニセサルヘ  
 カラス

朕固リ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發  
 シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ前程ハ朕  
 カ即位以來ノ志業ト均ク猶ホ甚タ悠遠ナル  
 ヲ知ル朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕泰ヲ戒メ謙  
 抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ贖スコト  
 ナク益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク上下  
 一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ以テ永  
 遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム戰後軍防

ノ計畫財政ノ整理ハ朕有司ニ信任シテ専ラ  
 贊籌ノ責ニ當ラシムヘシト雖モ穗累蘊蓄以  
 テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ  
 賴ラサルヘカラス若シ夫レ勝ニ狂レ自ラ驕  
 リ漫ニ他ヲ侮リ信ヲ友邦ニ失フカ如キハ朕  
 ハ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ清國ニ至テハ  
 媾和條約交換ノ後ハ其ノ友交ヲ復シ以テ善  
 隣ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スヘシ汝有衆其レ  
 善ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

明治二十八年四月二十一日

日清戰役後  
 軍人ニ賜リタル勅語

勅語

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク  
 朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍人ノ  
 制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ  
 訓諭シ忠節、禮儀、武勇、信義、質素貫クニ一  
 誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ  
 訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ  
 朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ノ釁ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ隆暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古ノ未タ在ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戰ノ目的ヲ達シテ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ  
朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ

死シ然ラサルモ病癘トナリタルモノニ至テハ朕深ク其ノ事ヲ烈トシテ其ノ人ヲ悲マサルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラムトス願フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ遼遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シ

テ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報効ヲ期セヨ

御名御璽

明治二十八年五月十三日

露國ニ對スル  
宣戰ノ詔勅

詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各々其職務ニ率ヒ其權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段



ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト覺端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約（一九〇五年）及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラヌ依然滿洲ニ占據シ益々其地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併吞セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ

平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシ  
 テ露國ニ提議シ半歳ノ久シキニ亘リテ屢次  
 折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精  
 神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解  
 決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸  
 ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス  
 凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナ  
 ルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國  
 ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕  
 シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既

ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メム  
 トシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ  
 求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナル  
 ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國  
 ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

明治三十七年二月十日

露國ニ對スル  
平和克復ノ詔勅

詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障ス  
ルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙夜懈ラス以テ  
皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト  
釁端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要己  
ムヲ得サルニ出テタリ開戰以來朕カ陸海ノ  
將士ハ内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戰ニ勞シ  
萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議

會ト亦善ク其職ヲ盡シテ以テ朕カ事ヲ獎メ  
軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億  
兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ  
以テ費用ノ供給ヲ豊ニシ舉國一致大業ヲ贊  
襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シ  
タリ是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト  
雖抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉  
公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戰  
二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既  
ニ伸フ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ

武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ  
 嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ日露兩國政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ即チ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始メヨリ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應シテ

以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕カ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貼スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ帝國ノ友邦タリ則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス  
 惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マズ國家内外ノ

庶政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス優武ノ  
下益々兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈々治教ヲ張リ  
然シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ  
國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ狙レテ  
自ラ裁抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スル  
カ若キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆  
其レ善ク朕カ意ヲ體シ益々其ノ事ヲ勤メ益  
々其業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセム  
コトヲ期セヨ

御名御璽

明治三十八年十月十六日

日露戰役後  
軍人ニ賜リタル勅語

勅

語

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク  
朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五  
ヶ條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ深  
ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スル所  
アリ爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ  
伴ヒ經校大ニ其ノ歩ヲ進メタリ不幸ニシテ  
客歲露國ト覺ヲ啓キシヨリ汝等協力奮勵各

其任務ニ從ヒ籌畫宜キヲ得攻戰機ヲ制シ陸  
 ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇内  
 ニ宣揚シ朕カ望ニ副ヘリ  
 朕ハ汝等忠誠勇武ニ頼リ出師ノ目的ヲ達シ  
 上ハ祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡ス  
 コトヲ懌ヒ深ク其戰ニ死シ病ニ斃レ又ハ廢  
 痼ト爲リタル者ヲ悼ム  
 朕今露國ト和ヲ講ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝  
 國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責任ヲ重カラシ  
 メ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナ

リ汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ  
 在ル者ト散シテ郷閭ニ歸ル者トヲ問ハス常  
 ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分  
 ヲ守リ益々勵精以テ報効ヲ期セヨ

御名 御璽

明治三十八年十月十六日

## 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

## 御名 御璽

明治四十一年十月十三日

讀法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設  
ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加ル者堅ク左ノ  
條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲  
アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴

倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ  
之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙トヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所  
爲アルヘカラサル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢  
シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラサル事



第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱等ニ流

ル、ノ所爲アルヘカラサル事

第七條 名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンシ賤劣貪汚ノ所

爲アルヘカラサル事

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ル

ニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス

獨リ其身現在ノ耻辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪

ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ

人ニ交ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ於テ

チヤ名譽ヲ尙トヒ廉耻ヲ重ンスルノ軍人ニ在テハ

特ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊

ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラル、モノタ

ルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セハ

啻ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂

二世<sup>セ</sup>人<sup>ジン</sup>ノ信用<sup>シンヨウ</sup>ヲ損<sup>ソン</sup>シ陸軍<sup>リクグン</sup>ノ榮譽<sup>エイヨウ</sup>ヲ汚<sup>ケ</sup>ス等<sup>トウ</sup>其責<sup>シツ</sup>更<sup>サ</sup>ニ  
重<sup>オモ</sup>シ平素<sup>ヘイソ</sup>自<sup>ミ</sup>ラ戒飾<sup>カイシヨク</sup>シ決<sup>ケツ</sup>シテ違犯<sup>ヱイハン</sup>スヘカラサルモノ  
ナリ

大正元年九月二十三日印刷  
大正元年九月二十八日發行

正價金六錢

軍人<sup>ジン</sup>ノ精神<sup>シン</sup>  
附 奥

編輯  
行人兼

金澤市大隅町三十四番地

市 村 角 二

印刷者

金澤市仙石町十一番地

中 川 外 喜 男

印刷所

金澤市仙石町十一番地

中 川 大 正 印 刷 舍



發行所

金澤市此花町二十五番地

大 正 同 志 會

終

氏名	所屬